

資金集約プランI型〔借換型〕



既往借入金を集約し運転資金も確保しつつ返済負担の軽減も図ることができる制度です。既往借入金が複数口ある中小企業・小規模事業者が対象となります。（※1・2）

制度の特徴ならびに利用メリット

既往借入金を集約と運転資金の確保が可能です！

ただし、純増運転資金は申込直前期の平均月商の3ヶ月以内となります。

長期取組（最長15年）が可能です、資金繰りの安定を図ることができます！

信用保証協会付き借入金（全制度）の借換が可能です！

『資金集約プランI型【借換型】』の詳細について

保証対象

和歌山県内に事業所を有し、信用保証協会の保証対象となる事業を営む中小企業・小規模事業者。なお、個人は確定申告が青色申告であり貸借対照表添付の所得控除を受けている方。

資格要件

次のすべての資格要件を満たす中小企業・小規模事業者であり、申込金融機関が推薦する先で、償還能力があると認められる方。

1. 業歴を3年以上有すること。
2. 申込金融機関との与信取引が6ヶ月以上有すること。
3. 納期限の到来した税金（所得税・法人税・事業税等）について滞納がないこと。
4. 信用保証協会付き融資について延滞等の債務不履行がないこと。
5. 信用保証協会の求償権先で、信用保証協会に対する求償債務が残っていないこと。
6. 営業上必要な許認可等を有し、適法に事業を営んでいること。
7. 申込金融機関の債務者区分が「正常先」であり、かつ、申込直前期の確定決算に於けるCRD（中小企業信用リスクデータベース）を活用した保証料区分が第5区分以上であること。ただし、申込金融機関の債務者区分が「未分類先（無格付先）」については、CRDによる3年累積デフォルト率が2%以下であること。（個人の場合は「正常先」に限る）

借入限度額

2億8,000万円（純増運転資金は、申込直前期の平均月商3ヶ月以内）

資金使途

運転資金（返済資金を必ず含む）
借換の対象となる借入は、原則として信用保証協会付きの借入金とする。

保証期間

15年以内

貸付形式

証書貸付

返済方法

均等分割返済
ただし、据置期間は1年以内とし、据置後は均等分割返済とする。

連帯保証人

必要となる場合があります。
ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要

物的担保

必要に応じて徴収

貸付利率

金融機関所定利率

保証料率

保証料区分	5	6	7	8	9
保証料率(%)	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45

※ 別途、有担保割引0.1%、会計参与
設置会社割引0.1%は利用可能。

取扱金融機関

覚書締結金融機関

金融機関の みなさまへ

- ・本制度ご利用には、必ず事前相談が必要となります。事前相談の際は、「事前相談書」に併せて必要書類一式の提出をお願いします。
- ・適用保険種別について、一般関係保険枠の『無担保保険』もしくは『普通保険』を適用します。ただし、『普通保険』を無担保で利用する場合は、申込金融機関の債務者区分が「正常先」であり、かつ、申込直前期の確定決算に於けるCRDを活用した保証料区分が「第7区分以上」に限ります。